

## 未熟児養育医療のしくみ

| ①医療費総額(10割)        |                 |                                    |
|--------------------|-----------------|------------------------------------|
| ②健康保険者負担額<br>(約8割) | ①－②(約2割)        |                                    |
|                    | 未熟児養育医療<br>町負担分 | 徴収基準月額(徴収基準加算月額)<br>※世帯の町民税額に応じて決定 |
|                    |                 | 子ども医療費<br>ひとり親家庭等<br>医療費助成額        |

※上記医療費には、保険適用とならない治療費や部屋代・差額ベッド代・オムツ代は含まれません。保険適用とならない費用については、医療機関にお支払いをお願いします。

※自己負担額は月ごとの請求となり、1ヶ月の入院日数により日割り計算を行います。

(例)徴収基準月額が34,800円の方が4月1日から4月20日まで入院された場合

34,800円(徴収基準月額)÷30日(その月の日数)×20日(入院日数)

=23,200円(自己負担決定額)

※子ども医療費、ひとり親家庭医療費等の医療費助成受給資格をお持ちの場合は、上記自己負担額に各医療費助成制度の一部負担金を適応することができます。

※令和8年4月より、子ども医療費助成制度により、入院、通院ともに医療費が無償となりましたので、受給者の方に自己負担分の納付をしていただくことはありません。